

スペシャル **UNITED** エディション

人権とは何ですか？

私たち誰もが持っている30の権利



国連世界人権宣言に基づく

**あなたには人権があります。
それを学び、知り、人々に教えましょう。**

宛先:

送り主:

目次

UNITEDとは?	ページ	2
人権とは何ですか?	ページ	3
国連世界人権宣言について	ページ	3
世界人権宣言(イラスト付き)	ページ	4
世界人権宣言(完全版)	ページ	22
「人権サポーター」になりましょう	ページ	26
著名な人権指導家による発言	ページ	28
人権のための国際青年団について	ページ	29
人権のための国際青年団の目的	裏表紙	

UNITED とは

UNITED は世界でもこれまでに例を見ないような、人権についての音楽ビデオです。UNITEDを製作するための世界ツアーは14ヵ国、4大陸にまたがり、45,000マイルに及びました。2,000人のボランティアがこの国際的なプロジェクトに貢献しました。監督であるタロン・レクストンはUNITEDを監督した時19歳で、残りのスタッフもほとんどが10代の少年少女たちでした。まさに青少年によるプロジェクトだったのです。

この物語は、ある中心都市に住むバスケットボール好きの少年が主人公です。彼はバスケットボールをする権利を手にするために世界中の人々を結集させます。

UNITEDは2004年8月、ニューヨークの国連本部内で初めて上映され、現在では世界中の国々で放映されています。それは15言語の字幕で視聴することができます。

このブックレットは音楽ビデオ「UNITED」に付属するもので、皆さんの権利とは何かということを皆さんに伝えるためのものです。

人権とは何ですか？

人間であるというだけで、誰もがきちんとした権利を持っています。それは、あなたが何かになったり、何かを行なったり、持ったりするために与えられた「権利」です。あなたを傷つけたり、害したりする人からあなたを守るために権利はあります。また、私たちが互いに協力し、平和に生きるのを助けるためにも。

このブックレットで説明されている30の基本的な人権は、もともと2001年に人権のための国際青年団によって出版された小冊子「人権とは何ですか？」の中で発表されたものです。世界中の子供たちがこの小冊子を通じて人権について学びました。これは現在19の言語で出版されています。

「国連世界人権宣言」について

国連世界人権宣言は1948年に国連によって発表されました。国連は第二次世界大戦の直後、1945年に設立されました。現在、191ヵ国が国連に参加しています。

国連の目的が、世界のすべての国家に平和をもたらすことであるため、1933年から1945年まで米国の大統領であったフランクリン・D・ルーズベルトの妻、エレノア・ルーズベルト女史率いる委員会が特別な宣言書を書きました。これは、宇宙全体のすべての人々が持つべき権利を「宣言」するものです。その宣言書が、世界人権宣言と呼ばれるものです。この小冊子には、その権利の一つ一つが何かについて、その世界人権宣言に書かれてある順序で記されています。



1. 誰もがみな、自由であり、平等です

私たちはみな生まれながらにして自由です。私たちはみな、
自分たちなりの思想や考えを持っています。
すべての人が平等に扱われなければなりません。

2. 差別してはいけません

どんな違いがあっても、すべての人が差別されない権利を持っています。

3. 生命に対する権利

私たちはみな、生命に対する権利、そして自由に、安全に生きる権利を持っています。

4. 奴隷制度 - 昔と今

誰も私たちを奴隷にすることはできません。
私たちは誰も奴隷にすることはできません。

5. 拷問

誰にも、誰かを傷つけたり、拷問したりする権利はありません。

6. 私たちはみな、法律を用いる 平等な権利を持っています

誰もがあなたと同じひとりの人間です!

7. 私たちはみな、法律によって 守られています

私たちは法の下に平等です。私たちはみな、
法律によって公平に扱われなければなりません。

8. 公平な裁判による 公平な扱い

私たちが公平に扱われていないなら、
法律に助けを求めることができます。

9. 不当な監禁

正当な理由なしに、誰かを刑務所に入れたり、
そこに留めたり、誰かを自分の国から追い出
したりする権利は誰にもありません。



10. 裁判の権利

誰かが裁判にかけられる時、それは秘密に行なわれるべきではありません。裁判をする人は、他の誰かに、何をすべきか指図させるべきではありません。

11. 有罪と証明されない限りは無罪

誰も、事実が立証されるまでは、何かをやったことに対して責められるべきではありません。誰かが悪いことをしたと言われた時、それが真実でないなら、その人はそう証明する権利を持っています。

12. プライバシーの権利

誰も、誰かの評判を傷つけようとするべきではありません。正当な理由なしに、私たちの家に入ったり、手紙を開けたり、その人やその家族に迷惑をかけたたりする権利は誰にもありません。



13. 移動する権利

誰もが、自分の国の中のどこでも住みたいところに住み、
行きたいところに行く権利を持っています。

14. 避難する権利

誰もが、自分の国の中で迫害されるのを恐れるなら、
他の国に避難し、安全を得る権利を持っています。



15. 国籍を持つ権利

私たちは誰もが
ある国に属する権利を
持っています。

16. 結婚と家族

すべての成人した男女は、
自分が求めるなら、結婚し、
家族を持つ権利を持っています。
男性も女性も、結婚したり、
結婚を解消したりする時、
平等の権利を持ちます。



17. あなた自身の所有物

誰もが、ものを所有したり、共有する権利を持っています。
誰も、他の誰かのものを正当な理由なしに取り上げてはいけません。

18. 思想の自由

私たちはみな、私たちが信じたいものを信じる権利、信仰を持つ権利、
または私たちが求めるなら、それを変える権利を持っています。



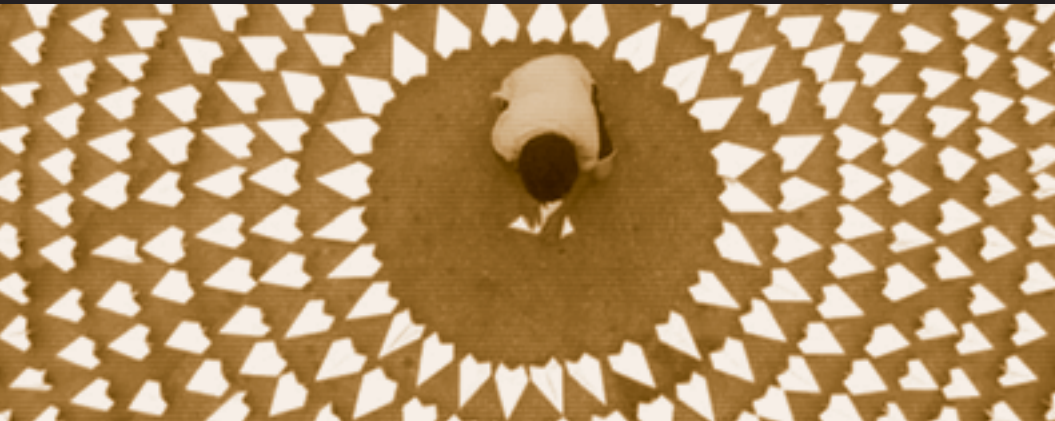
19. 言いたいことを言う自由

私たちはみな、自分たちで決断し、自分たちが考えたいことを考え、自分たちが思ったことを言い、自分たちの考えを他の人々と分かち合う権利を持っています。



20. 集まりたい場所に来る

私たちはみな、私たちの友人と平和的に集まり、自分たちの権利を守るために一緒に働く権利を持っています。誰も、誰かが嫌がっているのに、団体に参加させることはできません。



21. 民主主義に対する権利

私たちはみな、自分たちの国の政府に参加する権利を持っています。どの成人も、自分たちの指導者を選ぶ権利が与えられるべきです。

22. 社会保障に対する権利

私たちはみな、自分で購入可能な住宅を持ち、医療、教育、そして子供の世話をする権利を持っており、もし、病気になったり、年老いた場合には、生きるのに十分なお金や、医療的な援助を受ける権利があります。

23. 労働者の権利

どの成人も、仕事をし、その仕事に見合った賃金を得たり、労働組合に参加する権利を持っています。

24. 遊ぶ権利

私たちはみな、休みを取り、
休息を持つ権利を持っています。

25. 衣食住の権利

私たちはみな、十分な生活水準を
持つ権利を持っています。母親、
子供、年老いた人、失業中の人、
心身障害の人はみな、保護を
受ける権利を持っています。

26. 教育を受ける 権利

教育は権利です。小学校は無償で
あるべきです。私たちは国連につ
いて学び、他の人々と互いに
協調する方法を学ぶべきです。
両親は子供が何を学ぶべきかを選
ぶことができます。





27. 文化と著作権

著作権とは、人の芸術的な創造物や著作を守る特別な法律です。他の人は、許可なしにそっくり真似ることはできません。私たちはみな、自分なりの生き方に対する権利を持っており、「芸術」、科学、そして学習がもたらす素晴らしいものを楽しむ権利を持っています。



28. 自由で公正な世界

私たちがみな、私たちの国や世界中で、権利や自由を受けるために、適切な秩序があるべきです。



29. 私たちの責任

私たちは、他の人々に対して義務を
持っていて、彼らの権利や自由を私たちは
守らなければなりません。



**30. 誰も、これらの権利や自由を私たち
から取り上げることはできません。**



世界人権宣言

1948年12月10日 国際連合総会決議217 A (III)によって採択され、宣言される。世界人権宣言は1948年12月10日、国際連合総会において採択、宣言されました。以下のページに掲載されているのがその全文です。この歴史的な決議に続いて、国連総会はすべての加盟国に呼びかけ、この宣言文を広く知らしめ「国や地域の政治情勢に基づいて区別されることなく、それがもたらす学校その他の教育機関において、普及され、掲示され、読まれ、説明されるようにする」ことを要請しました。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらしたため、言論及び信仰の自由が享受され、かつ恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由の下に社会的進

歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、

また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。



第一条.

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。

第二条.

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいていかなる差別もしてはならない。

第三条.

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条.

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条.

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第六条.

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条.

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条.

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条.

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条.

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるにあたって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることに完全に平等の権利を有する。

第十一条.

(1) 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

(2) 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条.

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条.

(1) すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

(2) すべての人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条.

- (1) すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- (2) この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条.

- (1) すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- (2) 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条.

- (1) 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- (2) 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- (3) 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条.

- (1) すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- (2) 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条.

- すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条.

- すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるときとに関わりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条.

- (1) すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- (2) 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条.

- (1) すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- (2) すべての人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- (3) 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条.

- すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条.

- (1) すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

(2) すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

(3) 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

(4) すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条.

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第二十五条.

(1) すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

(2) 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条.

(1) すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。

(2) 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべ

ての国または人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。

(3) 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条.

(1) すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

(2) すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条.

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条.

(1) すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

(2) すべての人は、自己の権利及び自由を行使するにあたっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保證すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。

(3) これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条.

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権サポーター」 になりましょう!

人権は、それがあらゆる所で用いられるよう、私たちひとりひとりが主張するところから始まります。他の人々を尊重し、あらゆる人々に人権を確立するべく活動している人々が、政府機関に人権を適用し尊重させることに関して世界中で大きな進歩を成し遂げてきました。

しかしいくつかの国々ではいまだに暴力や紛争が続いており、何か別の手立てを打つことが重要であることを示しています。つまり、あらゆる人々が人権について学び、理解し、見守らなくてはならないということです。

「世界人権宣言」に挙げられている人権を人々に知らせ、行使させるためにできる支援の方法は数多くあります。

たとえば、宣言の第2条*「差別からの自由」を活用する方法のひとつは一国会議員たちに手紙を送り、人々が平等に扱われることを保証する条例や法律を支持するよう依頼することです。

第5条「残虐な、非人道的なまたは屈辱的な取り扱いからの自由」を適用するには拷問、奴隷化および人々を傷つけるその他の行為を禁止させるために活動している人権団体やグループを支援することです。

第9条「不当な逮捕、拘禁からの自由」が侵害されていることを知ったら一例えば誰かが無実の罪で監獄に入れられている時は、国会議員に手紙か電話であなたの見解を知らせることができます。

第19条「表現の自由」を実践するには—自分のいる社会、国、または世界で虐待を受けている人々について、あなたが考えていることを人々に知らせることです。これを行うには多くの方法があります。一例を挙げれば地域のイベントや市民集会などでスピーチすることや、地域の新聞に投書することなどです。

* 条: 法律文書のそれぞれの項目や段落のこと。

第21条一「自国の政治に参加する権利」はあらゆる民主主義社会に必須のもので
す。投票権を持てる年齢に達したら、それを必ず行使しましょう。他の人々にも、
投票し、公共の行事に参加するよう促しましょう。

人々に人権についての意識を持たせ、あらゆる社会でそれが行使されることに対
して責任を持つことは、「私たちの責任」について書かれた**第29条**に述べられてい
るように、もっとも重要な要素です。なぜならば他のすべてのことがこれにかっ
ているからです。自分自身の権利だけでなく、他の人々の権利も主張しましょう。

私たちは人権を本当に現実のものにできるという考えは、ただの夢でしょうか？
いいえ。人類のあらゆる進歩は、特定の、価値あるゴールに向けて努力した人々の
夢と勇気によって達成されたのです。人権は選択肢のひとつではありません。それ
は私たちの生存に必須のものなのです。



著名な人権指導家 による発言

たくさんの人道主義者たちが人権のために立ち上がりました。彼らは自分たちが信じているもののために勇敢に働きました。そして彼らは何百万という人々を勇気づけました。

「人権は、理想的な夢ではなく、実現されなければならないものです。」

L. ロンハバード

「世界中にいる若い友人たちよ。君たちこそが、これらの権利について今、そしていつも気づいていなければならない人たちです。」

コフィー・アナン - 国連事務局長

「非暴力が人類が使える最大の力です。人間が創った最も強力な破壊兵器よりも強力なのです。」

モハンダス・K. ガンジー(マハトマ・ガンジー)

「どこかにある不正は、あらゆるところの公正に対する脅威です。」

マーティン・ルーサー・キング・ジュニア

「私はあなたの言ったことを認めません。ですが、あなたがそれを言う権利を最後まで守ります。」

フランソワ・マリー・デ・ボルテール

「思いやりとは宗教の仕事ではありません。それは人間の仕事です。それは心地よいものではなく、私たち自身の平和や精神の安定に欠かせないものであり、人間の生存に欠かせないものなのです。」

ダライ・ラマ



「人権のための国際青年団」 について

マリー・シャトルワース女史はある学校の校長として長年教育に携わっており、2001年に「人権のための国際青年団」を設立し、その局長として活動しています。その活動の主眼は、子供たちが人権の大切さを正しく理解するための教育プログラムです。

南アフリカ出身のシャトルワース女史は、アフリカ、ヨーロッパ、そしてアメリカ合衆国を旅しました。人権侵害を目の当たりにし、それらのほとんどが教育の否定や欠如と結びついていることを知った女史は、自分がそれについて何か手を打つことができる分野で働くことを決意しました。シャトルワース女史は家庭、児童施設、学校などさまざまな場所で、子供たちのために30年にわたり努力を注いできました。そして人権侵害に対する解決策をもたらすことに関する活発な提唱者です。

「人権のための国際青年団」は世界中で人権について子供たちに教育しており、その目標を達成するために2002年にイラスト入りの小冊子「人権とは何ですか?」を製作しました。

「人権とは何ですか?」は現在19の言語で出版されています。

子供たちが、基本的な人権に関するこの基本的な教育を彼らの言語で非常に必要としているため、この小冊子はさらなる言語に訳されています。そうして、彼らはそれを手にすることができます。「人権のための国際青年団」の継続的な提供と発展は、ボランティアや寄付に頼っています。あなたの援助を歓迎します。



「人権のための国際青年団」(YHRI)の目的は、国連世界人権宣言に基づいて、子供たちに自分たちの人権のことを教育する、というものです。

YHRIは、「人権と寛大さのための国際財団」(www.humanrightsandtolerance.org)の拡張プロジェクトの一環として2001年に設立されました。そしてその国際的な発展に伴い、非営利、非課税法人として組織されました。本部はロサンゼルスにあります。

音楽ビデオ「UNITED」は、国際サイエントロジー教会人権局が後援し、TXLフィルムによってYHRIのために製作されました。

この「人権とは何ですか?」UNITEDスペシャル・エディションは、国際サイエントロジー教会による公共サービスとして出版されました。このブックレットは音楽ビデオ「UNITED」とセットになっています。ビデオは下記のウェブサイトから入手できます。

Youth for Human Rights International™
P.O. Box 27306
Los Angeles, CA 90027 U.S.A.
Phone: (323) 663-5799
Fax: (323) 663-2013
info@youthforhumanrights.org
www.youthforhumanrights.org

Church of Scientology International European Public Affairs and Human Rights Office
Rue de la Loi 91
1040 Brussels, Belgium
Phone: + 32 2231 1596
www.scientology.org/humanrights

Church of Scientology International Human Rights Department
6331 Hollywood Blvd., Suite 1200
Los Angeles, CA 90028 U.S.A.
Phone: (323) 960-3500
www.scientology.org/humanrights



www.youthforhumanrights.org www.unitedmusicvideo.org

© 2005年 Youth for Human Rights International. 全著作権登録済。 YOUTH FOR HUMAN RIGHTS INTERNATIONAL はYHRIが所有する登録商標です。 INTERNATIONAL FOUNDATION FOR HUMAN RIGHTS AND TOLERANCE は人権と寛大さのための国際財団が所有する登録商標です。 Item #FLO 19461-Japanese

